



## 最低賃金が改定されました

最低賃金は時間単価で定められており、都道府県により異なります。本年改定後（記載分はすべて10月末日現在発効済み）の金額は下記の通りです。なお、最低賃金法には、この最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合の罰則（50万円以下の罰金）が設けられています。

大阪府	【旧】	779円	【新】	786円
滋賀県	【旧】	706円	【新】	709円
京都府	【旧】	749円	【新】	751円
兵庫県	【旧】	734円	【新】	739円
奈良県	【旧】	691円	【新】	693円

東京都	【旧】	821円	【新】	837円
千葉県	【旧】	744円	【新】	748円
神奈川県	【旧】	818円	【新】	836円

## 労働保険料の口座振替納付が可能に

これまで社会保険料の納付は金融機関での口座振替で行うことができたが、労働保険料については原則として金融機関や労働局等の窓口で納付をする必要がありました。

これについて、平成23年度第3期納付分から、口座振替により納付できるようになります。

### 口座振替の対象となる労働保険料等

継続事業（一括有期事業を含む）および単独有期事業に係る概算保険料、確定保険料の不足額、一般拠出金



### 口座振替の申込方法

平成23年度第3期納付分から口座振替納付を希望する場合には、11月11日（金）までに、申込用紙に必要事項を記入し、口座を開設している金融機関の窓口へ提出  
申込用紙は、都道府県労働局で配布

平成23年度労働保険料を延納している事業所には、第2期分の納付書に申込用紙・記載例を同封  
申込用紙に添付書類は不要、手数料も不要

### 取扱金融機関

全国の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合  
一部金融機関では取扱いが無い場合あり（厚生労働省のHPで確認できます）



（文章担当：大畑、安野）

### ～戦略MG(マネジメントゲーム)研修のご案内～

参加者全員が製造業の社長に就任し、自分の会社の経営を進め、期の終了後に決算を行い、財務諸表（B/S、P/L）を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら、管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。余談ですが、SパソのS社長はSパソを立ち上げる前に、博多でこのマネジメントゲームを受講されております。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。（06-6944-4117）